

勸告に当たって

令和8年10月6日

岡山県人事委員会

委員長 安田 寛

本日、知事及び議会に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

この給与勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に基づき、職員給与と民間給与との較差の解消を図るために、毎年行っているものです。

まず、令和8年の給与の改定については、本委員会が実施した調査の結果に基づき、今年4月分の職員給与と民間給与を比較したところ、職員給与が民間給与を2.93%下回っていたため、月例給の引上げ改定を行うこととしました。

特別給（ボーナス）については、現行の職員の年間の支給月数が、令和7年8月から令和8年7月までの1年間における民間の支給割合を下回っていたため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月にすることとしました。

なお、月例給は3年連続で2%を超える引上げ、特別給（ボーナス）の支給月数は5年連続の引上げとなりました。

また、公務員人事管理については、官民間問わず人材獲得競争が激化する中で、多様で優秀な人材に選ばれ、職員が自らの成長を実感しつつ意欲を持って業務を進められることが重要であり、人材の確保・育成等として、採用試験の見直しや受験者の確保、キャリア形成への支援などに言及しております。

さらに、ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりが重要であり、働きやすく魅力ある勤務環境の整備として、仕事と生活の両立支援や時間外勤務等の縮減、教員の働き方改革などについて言及しております。

給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として職員の適正な処遇を確保しようとするものであり、職員の士気や組織活力の向上を通じて、効率的で安定的な行政運営に寄与するものです。

知事及び議会におかれましては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解をいただき、本勧告等の内容について必要な措置を講じることにより、職員の適正な処遇が確保されるよう要請します。

県民の皆様におかれましては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い御理解を賜りたいと存じます。